

告 示

埼玉県告示第千四百三十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十八年十月二十八日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社相良興業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県川口市上青木六丁目三十四番十号

ハ 代表者の氏名

相良 子

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十四）第五七二〇五号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社相良興業は、資本総額の三分の二を出資している者が暴力団員であり、法第八条第十一号（役員等のうちに第九号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当する。また、当該暴力団員が事業活動を支配しており、同条第十三号の欠格要件に該当する。

これらの事実は、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消事由に該当する。